

令和 5 年度

鴨川市公営企業会計経営健全化審査意見書

鴨川市監査委員

鴨 監 第 68 号
令和 6 年 8 月 7 日

鴨川市長 長谷川 孝夫 様

鴨川市監査委員 川名 敏昭

鴨川市監査委員 鈴木 美一

令和 5 年度 鴨川市公営企業会計経営健全化審査
意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 5 年度資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類（水道事業会計及び病院事業会計）について審査しましたので、次のとおり意見書を提出いたします。

令和５年度 鴨川市水道事業会計経営健全化審査意見書

第１ 審査の概要

１ 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づく公営企業会計の経営健全化審査

２ 審査の主眼

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成され、正確であるかどうか主眼を置き、審査を実施した。

３ 審査の対象

令和５年度 鴨川市水道事業会計

４ 審査の期間

令和６年７月４日から令和６年８月６日まで

５ 審査の方法

この経営健全化審査に当たっては、鴨川市監査基準に準拠し、決算諸表その他の帳簿及び証拠書類との照合等を行うとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

第２ 審査の結果

１ 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されており、資金不足比率は正確であると認められた。

(単位：％)

比率名	令和５年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	20.00

※資金不足額が発生していない場合、「—」と表示

２ 個別意見

資金不足比率について

令和５年度の資金不足額は発生していないため、当該数値は算定されない。

３ 是正改善を要すべき事項

特に指摘すべき事項はない。

令和５年度 鴨川市病院事業会計経営健全化審査意見書

第１ 審査の概要

１ 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づく公営企業会計の経営健全化審査

２ 審査の主眼

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成され、正確であるかどうか主眼を置き、審査を実施した。

３ 審査の対象

令和５年度 鴨川市病院事業会計

４ 審査の期間

令和６年７月４日から令和６年８月６日まで

５ 審査の方法

この経営健全化審査に当たっては、鴨川市監査基準に準拠し、決算諸表その他の帳簿及び証拠書類との照合等を行うとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

第２ 審査の結果

１ 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されており、資金不足比率は正確であると認められた。

(単位：％)

比率名	令和５年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	20.00

※資金不足額が発生していない場合、「—」と表示

２ 個別意見

資金不足比率について

令和５年度の資金不足額は発生していないため、当該数値は算定されない。

３ 是正改善を要すべき事項

特に指摘すべき事項はない。